



住みやすく働きやすい 魅力あるまちを目指して

新河岸二丁目工業地域 まちづくり提案

平成22年4月
新河岸二丁目工業地域 まちづくり検討会

はじめに 新河岸二丁目工業地域のまちづくりについて（提案の趣旨）

新河岸二丁目工業地域は、新河岸川流域に連なる工業地帯の中でも、産業集積度が極めて高く、大小さまざまな工場・作業所や倉庫・運輸関連施設が立ち並び、住居併設の工場や戸建住宅などもみられるなど、活気にあふれる地域です。

地域の住民・事業者の多くは、自然に恵まれ、活気のあるこの地域に、今後も住み続け、操業を続けたいと考えています。

しかし、この地域における現在の都市計画（※）だけでは、今後、地域の生活・操業環境に大きな影響を与えるような規模の大きなマンションや、周辺に配慮しない工場が建ってしまう可能性があります。この地域での安定した生活・操業が脅かされ、ついには地域から出て行かざる得なくなるといったことのないよう、今後も、産業と生活が共存していける環境を守ることが必要です。また、都内内陸部での産業集積地域という特徴をいかし、「工業地域」として、将来を見据えた魅力的な環境をつくっていくことが大切です。

（※新河岸二丁目工業地域は、都市計画の用途地域で「工業地域」に指定されています。）

この「まちづくり提案」は、新河岸二丁目工業地域を“住みやすく働きやすい 魅力あるまち”にしていくため、地域住民・事業者等の取組みの拠り所としての「まちづくりの方向性」と、工業地域としての環境を守り育てていくための「まちづくりルール」を、地域内外へ提案・発信するためのものです。

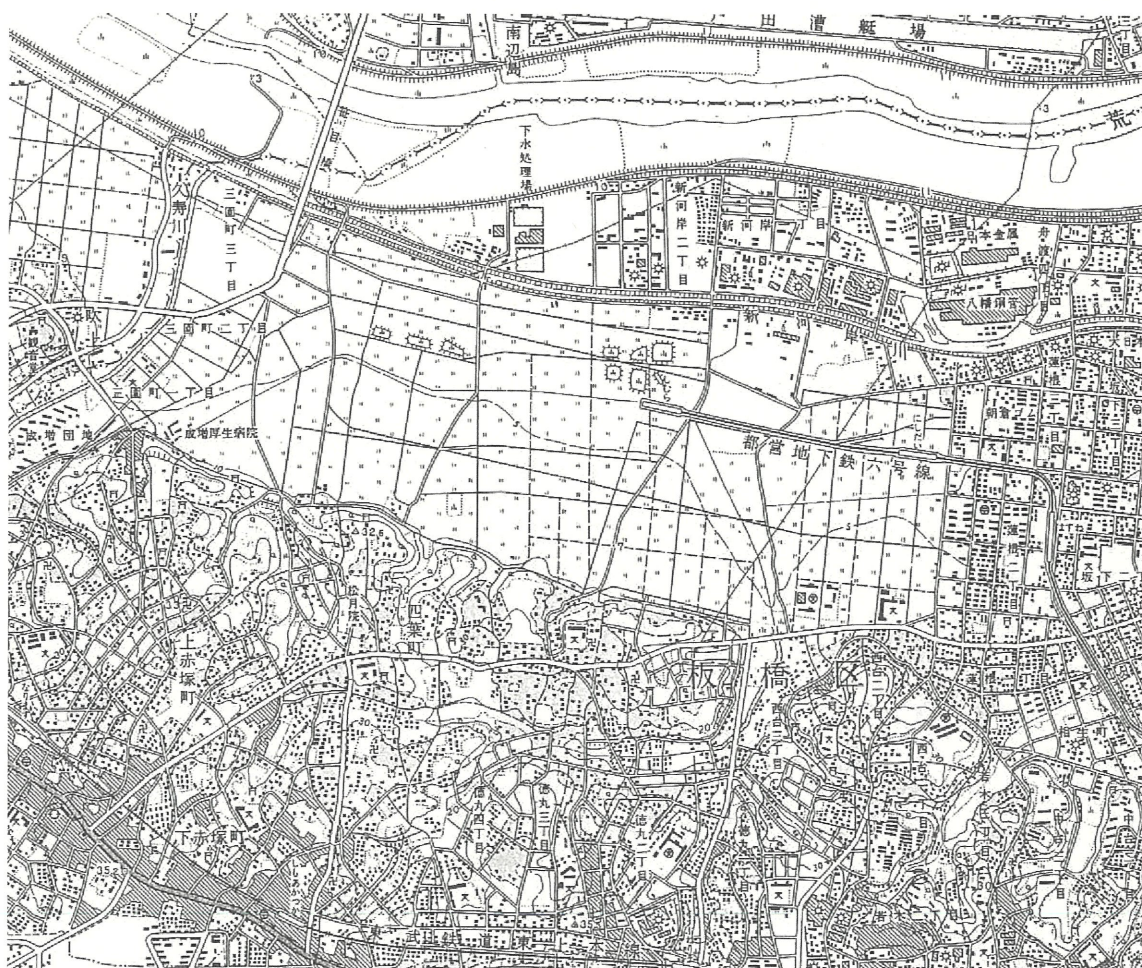
また、新河岸二丁目工業地域でのまちづくりが、新河岸地区全体の魅力化・活性化につながっていくことを期待しております。



新河岸とその周辺の状況

＜新河岸地区の成り立ちと、地区を取り巻く環境＞

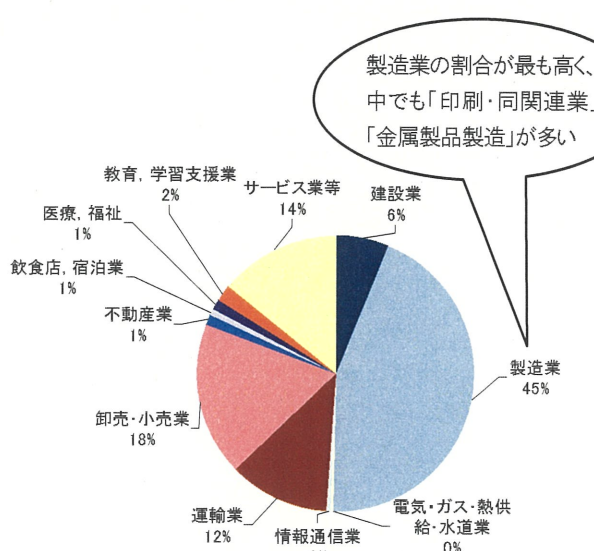
- 新河岸地区は、荒川と新河岸川の2本の川にはさまれた、板橋区北部の地区です。かつては荒川沿いに広がる水田地帯でしたが、昭和30年代の土地改良事業を契機に都市化が進み、工場や事業所等が進出。今では隣接する舟渡地区とともに、板橋区を代表する工業集積地域となっています。
- 新河岸地区では、昭和30年代には高圧電線が敷設され、昭和40年代に入ると、周辺の工場排水の前処理施設として浮間処理場(現在の新河岸水再生センター)が運転を開始し、三園浄水場からは工業用水が供給されるなど、はやくから工業地帯としての基盤が整えられてきました。
- 地区の周辺には、都営地下鉄三田線やJR埼京線が走り、都心だけでなく、さいたま副都心方面へのアクセスにも便利な地域です。また、中山道や新大宮バイパスが近接し、首都高速道路や関越・東北自動車道へのアクセスも容易で、隣接する高島平地区には、トラックターミナルもあり、東京西北部における流通拠点となっています。



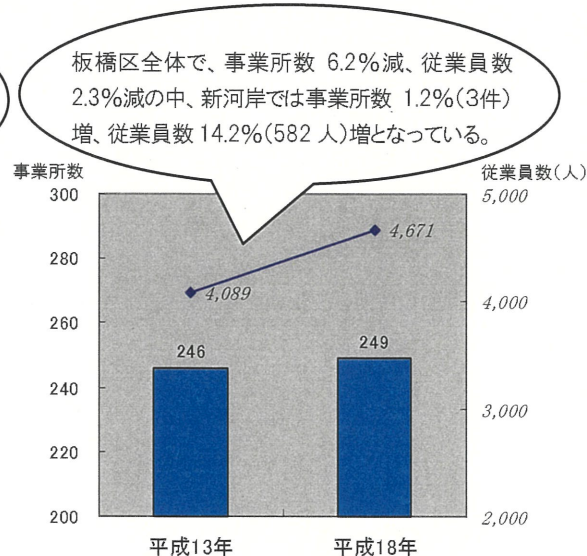
▲昭和40年頃の新河岸周辺(出典:日本地誌体系)

＜新河岸地区の産業の集積状況＞

- 新河岸地区の工場・事業所は、製造業が最も多く、次いで卸売業、サービス業、運輸業の順となっています。製造業の中では、印刷・同関連業、金属製品製造業の事業所が集積している点に特徴があります。また近年では、板橋区全体で事業所数、従業員数とも減少傾向である中で、新河岸地区の事業所数・従業員数はともに増加傾向にあります。
- 地区内の土地利用は、新河岸一丁目の「工業専用地域」、二丁目の「工業地域」を中心に、工場・事務所・倉庫・物流センター等の産業系用途が集積しています。

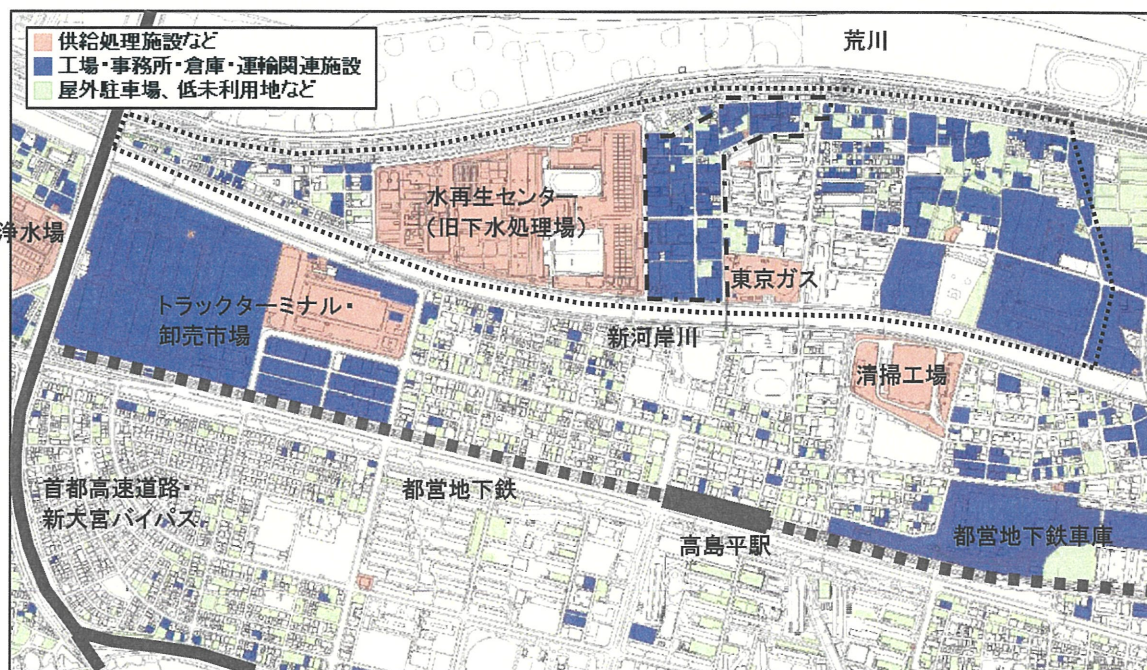


▲新河岸1～3丁目の事業所数の割合(平成18年)



▲新河岸1～3丁目の事業所数・従業員数の変化

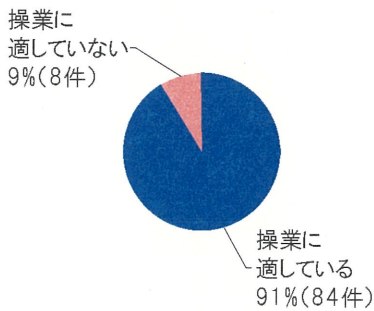
出典:平成13年、18年事業所・企業統計調査



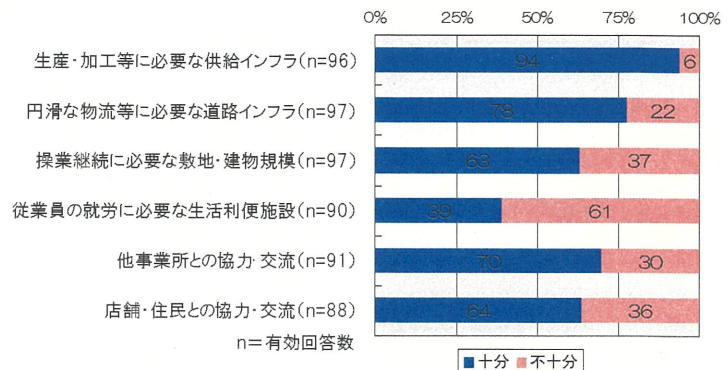
▲新河岸周辺の産業系用途の集積状況(出典:平成18年土地利用現況調査)

＜新河岸地区と事業者の結びつき＞

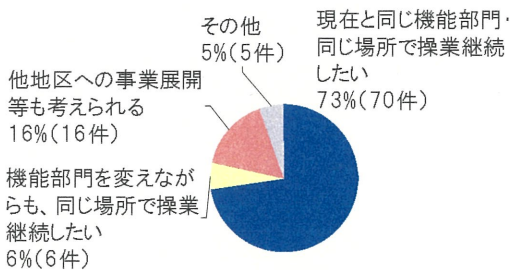
- 新河岸地区で操業している事業者は、その多くが、「新河岸は操業に適している」「新河岸で事業を継続したい」と考えています。また、新河岸で操業を続けていくためには、「操業継続や新たな産業育成に必要な条件の充実」を求めるだけでなく、「地域との調和」「生活環境面での安全・安心」「社会的貢献」等の必要性についても高い関心を持っています。



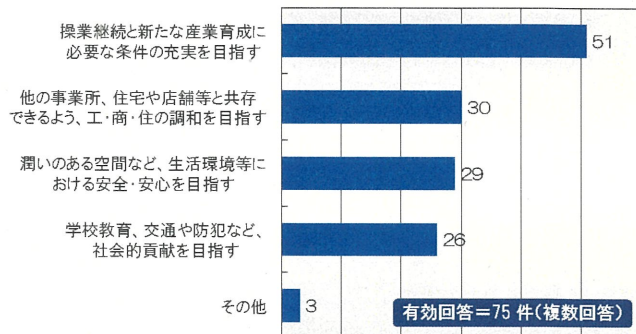
▲新河岸地区の操業環境に対する印象



▲新河岸地区の操業環境の充実度



▲新河岸地区での操業継続の意向



▲新河岸地区において、今後、目指したいこと

新河岸地区の操業環境に関する事業者アンケート調査(平成20年 板橋区)

＜新河岸地区の住工共生の取組み＞

- 新河岸地区では、個々の事業者や地元工業会などが中心となり、地域住民と事業者との親睦を深める活動や、地元の産業に親しみをもちてもらうための取組みを行っています。



▲地元工業会によるミュージカル

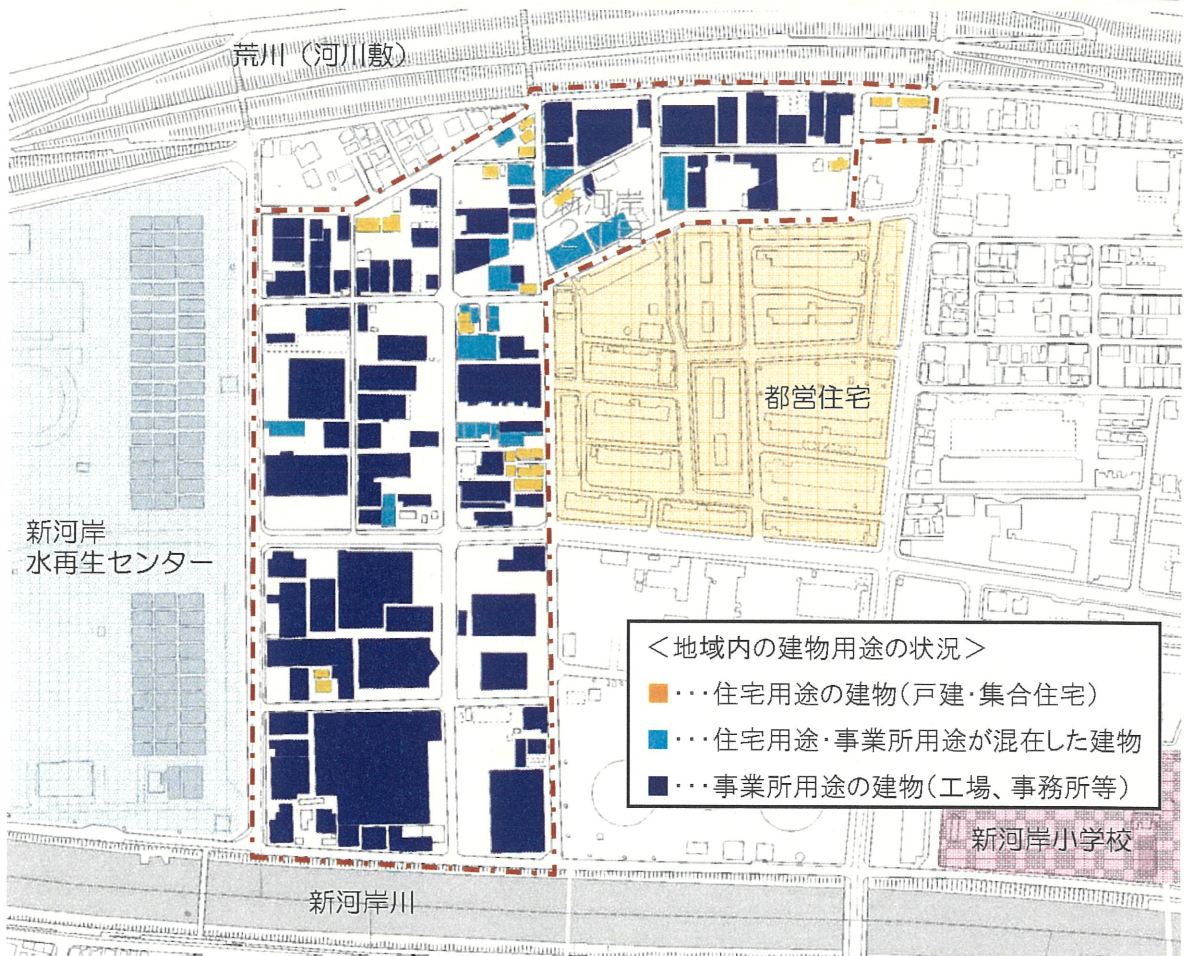


▲工業会青年部による取組み



▲新河岸小学校の児童の工場体験

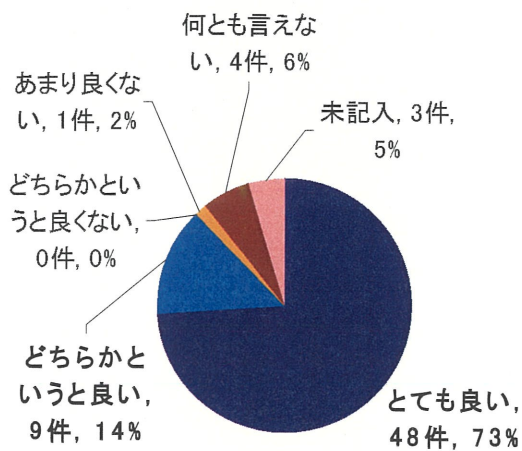
新河岸二丁目工業地域の状況



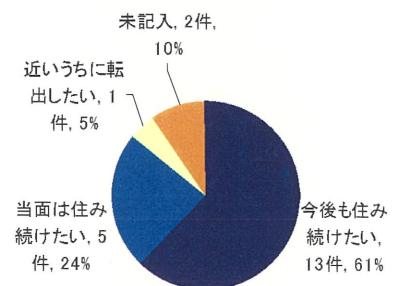
外観からの目視調査により、個々の建物ごとの利用状況を分類(平成 21 年 7 月時点)

<住民・事業者等の地域に対する考え方>

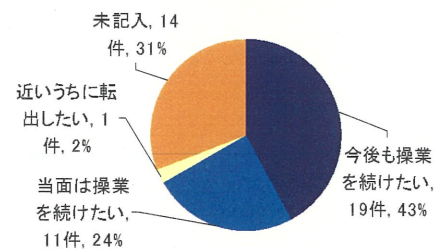
現在の新河岸二丁目工業地域が
「活気ある産業のまち」であることについて



地域内での居住継続意向



地域内での操業継続意向



新河岸二丁目工業地域のまちづくりに関するアンケート調査(平成 21 年 新河岸二丁目工業地域まちづくり検討会)

1 まちづくりの目標

新河岸二丁目工業地域では、これまでも、住民の理解や、事業者の努力によって、区内でも有数の産業集積でありながら、産業と生活が共存できる環境が保たれてきました。

この環境を崩すことのないよう、“住みやすく働きやすい 魅力あるまち”を目標として、4つの基本理念の実現を目指し、今後のまちづくりに取り組んでいきたいと思ひます。

■まちづくりの目標

～住みやすく働きやすい 魅力あるまち～

産業と生活が共存できる市街地を形成し、生活環境と調和のとれた
“住みやすく働きやすい” 魅力あるまちづくりを推進する。

■まちづくりの基本理念

(1)活き活きと住み、働ける環境のまち

魅力的な環境・まちなみは、地域に住まう人・働く人が共有できる財産。

(2)住民と事業者との相互理解があるまち

地域の実状を知り、お互いを理解することは、同じ地域で仲良くやっいていくために欠かせない。

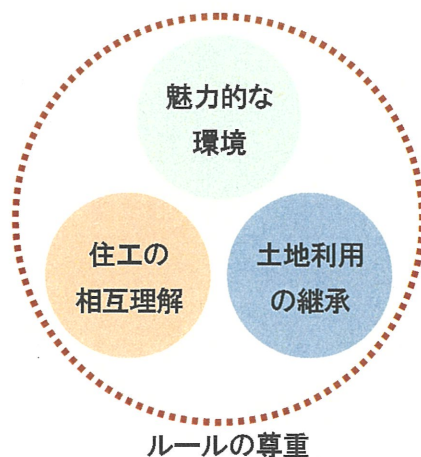
(3)産業の集積する土地利用が継承されるまち

現在の土地利用が尊重され、継承されていくことは、地域に住み続けるため、働き続けるための大切な基盤。

(4)地域ルールが尊重されるまち

“住みやすく働きやすい 魅力あるまち”の実現には、地域で話し合いながら、地域にとって大切なことをルールとして尊重していく姿勢が大切。

住みやすく働きやすい
魅力あるまち



2 まちづくりの基本理念・方針

まちづくりの目標の実現に向け、それぞれの基本理念ごとに、まちづくりの基本方針を設定します。この基本方針は“地域の行動規範”であり、新河岸二丁目工業地域の住民・事業者等が、その趣旨を理解し、自主的に取組みを進めていくものです。

【基本理念1】 生き活きと住み、働ける環境のまち



魅力的な環境・まちなみは、地域に住まう人・働く人が共有できる財産です。

恵まれた環境を活かし、住宅と工場が手を携えて、地域の魅力や活力を高めていきましょう。

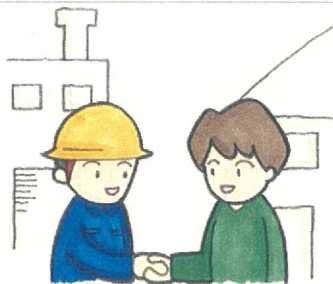
基本方針① 地域のコミュニケーション活動を活発化させよう！

- 住宅と工場が末永く共存し、ともに活性化していけるよう、イベントや交流会、地域活動など、地域に住まう人・働く人が顔をあわせ、交流できる機会を一層増やしていく。
- 事業者同士が連携してネットワークをつくったり、地域の産業情報を広く発信していくなど、地域全体で産業を盛り上げていく。

基本方針② みどり豊かで明るい工業地域づくりに努めよう！

- 将来にわたって多くの人や産業を引き付ける工業地域となるよう、個々の敷地や建物を閉鎖的にせず、緑化・環境美化・景観形成の取組みや、夜間の明るさ確保に努める。

【基本理念2】 住民と事業者との相互理解があるまち



地域の実状を知り、お互いを理解することは、同じ地域で仲良くやっていくために欠かせないことです。

地域に住まう人・働く人が、お互いの立場を尊重し合い、思いやっていきましょう。

基本方針③ 事業者は「生活環境」に配慮した操業に努めよう！

- 工場・事業所が、地域で暮らす人の立場を思いやり、「工業地域」ではあるが、生活環境や地域の安全・安心に配慮した操業に努める。

基本方針④ 地域全体で「操業状況」への理解を深めよう！

- 地域の一人ひとりが、地域内の工場・事業所の操業状況・内容についての理解を深める。
- 工場・事業所が、それぞれの操業状況・内容を情報発信し、地域に理解してもらう。

【基本理念3】 産業が集積する土地利用が継承されるまち



現在の土地利用が尊重され、継承されていくことは、地域に住み続けるため、働き続けるための大切な基盤です。

産業と生活のバランスの取れる土地利用が維持できるように心がけましょう。

基本方針⑤ 工場の跡は、なるべく工場に入ってもらおう！

- 産業集積のメリットをいかせる現在の土地利用が継承されるよう、工場跡地には、できる限り、工場用途となるよう努める。
- 工場用途であっても、既存の住宅を尊重し、地域の環境を悪化させるような業種・業態は避けるように努める。

基本方針⑥ 既存住宅・工場を尊重した土地利用を心がけよう！

- 新築・建替えの際は、周囲の住宅や工場等への影響に配慮し、住環境や操業環境を大きく悪化させないような建物の建て方(高さや配置、デザインなど)を心がける。

【基本理念4】 地域ルールが尊重されるまち



“住みやすく働きやすい 魅力あるまち”の実現には、地域で話し合いながら、地域にとって大切なことをルールとして尊重していく姿勢が大切です。

新たに地域へ入ってくる人も含め、地域でルールを共有し、まちづくりの実現を目指しましょう。

基本方針⑦ 地域でルールを共有し、実践に努めよう！

- 地区計画をはじめ、住工共生のまちづくりに必要な地域独自のルールを共有し、実現に向けて行動を実践する。

基本方針⑧ 新たな居住者・事業者への事前周知に努めよう！

- 新たに入ってくる居住者・事業者には、新河岸二丁目工業地域の特色や地域が持つルールについて、事前に知っておいてもらう。

3 まちづくりルール

“住みやすく働きやすい 魅力あるまち”を実現していくためには、地域住民や事業者等の一人ひとりが工業地域のまちなみに配慮したり、他の地域から来て工場・事業所や住宅を建てる方にもこのような考え方を理解してもらうことが必要です。

そこで、新河岸二丁目工業地域の今後のまちづくりでは、「地域独自のまちづくりルール」を持ち、ルールを尊重したまちづくりを進めていくことを提案します。

■地区計画によるルール

現在の新河岸二丁目工業地域は、昭和30年代の土地改良事業によって整備された道路・区画割りが基盤となって、工場・事業所用途が集積し、「工業地域」として操業に適した環境が保たれています。しかし、今後、他の工業地域で見られるような大規模マンションの建設や戸建住宅のミニ開発等が進むと、地域の生活環境・操業環境ともに悪化してしまう懸念があります。

そこで、工業地域としての環境悪化を防止するための最低限の基準を、都市計画法に基づく「地区計画」のルールとして定めていくことを提案します。

(参考)地区計画とは

土地利用や建築物の建て方などハード面の環境に関して、地域独自のルールをつくり、それを“都市計画法に基づくルール”として定めることができる制度です。

地区計画として定められたルールは、計画区域内で建物を建替える時や、新築する時などに適用され、地区計画に沿ったまちづくり（地域の環境悪化の防止や、まちなみの魅力化など）が進んでいきます。

ルール① 建物用途に関するルール

(概要) 建築できない用途を決めるルール

(ねらい)

○「建物用途の制限」を決めることで、地域の生活環境や操業環境に大きな影響を与えるような施設や建物を制限する。

(※工業地域としての環境を悪化させないためには、工場の跡には工場が入りやすく、また、迷惑駐車・駐輪や交通渋滞につながるような施設は入りにくくする必要があります。)

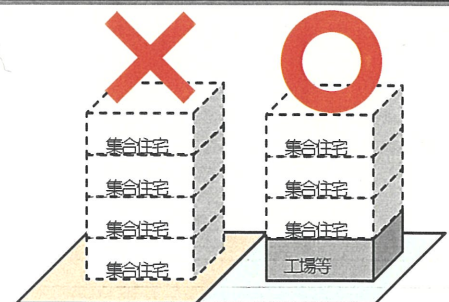
(ルール)

1. 敷地面積 500㎡以上の共同住宅・長屋を制限する

- ただし、共同住宅に一定規模以上の工場などを併設する場合には、1,000㎡未満の敷地まで建築が可能となります。(右図)
※寄宿舍・下宿の制限はありません。

2. マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場等を制限する

ただし、工場等の床面積が、容積率 50%相当（＝敷地面積の半分）以上あれば、1,000㎡未満の敷地まで、共同住宅が建てられます。



500㎡～1,000㎡未満の敷地では・・・

ルール② 建築敷地の面積に関するルール

(概要) 敷地を分割するときの最低面積を決めるルール

(ねらい)

○「建築敷地の最低面積」を決めることで、敷地の分割や住宅等のミニ開発などによって、極端に小さな敷地が増えるのを防止する。

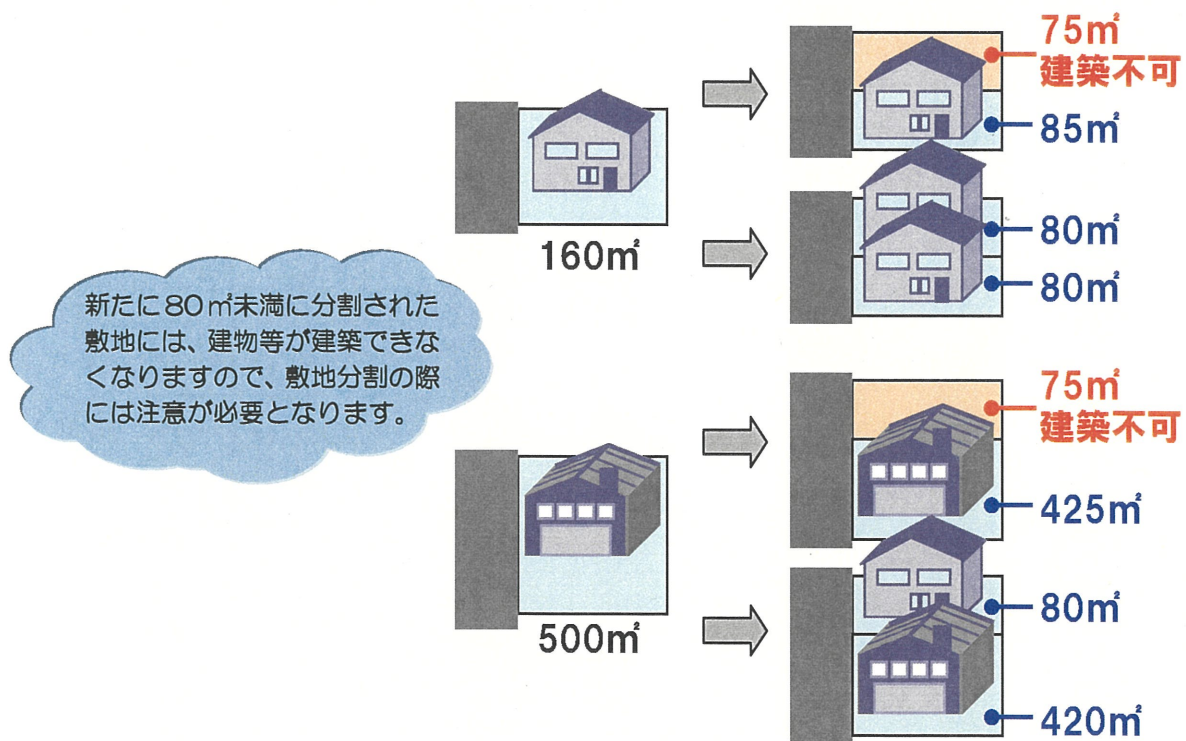
(※狭い敷地が増えると、建物が密集しやすくなり、隣同士との生活・操業環境の問題や災害時の延焼などの問題が生じやすくなります。)

(ルール)

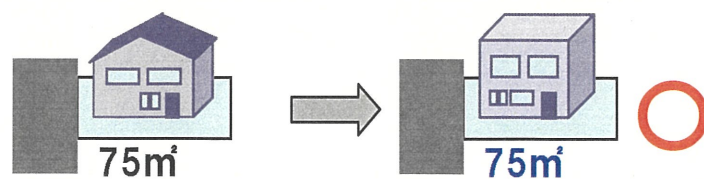
建築物の敷地面積は、80 m²以上とする

- ・ ただし、既に面積が80 m²未満の敷地では、その面積を最低敷地面積とします。

敷地を分割して建築する場合は、それぞれが80 m²以上とする必要があります。



現在の敷地が80 m²未満の場合は、その敷地での建替えは可能です。



既に80 m²未満の敷地では…

ルール③ 建物の高さに関するルール

(概要) 建物の高さの上限を決めるルール

(ねらい)

○「建物の高さの上限値」を決めることで、現在のまちなみから突出する高い建物を防止する。

(ルール)

建築物の高さは、30m以下とする

- ・ ただし、屋上部分にある階段室やエレベーターの昇降機塔などは、一定の大きさまでは制限対象に含まれません。

現在のまちなみは、高さ20mを超える建物が数棟建てられていますが、高さ30mを超える建物は現存していません。検討会では、どんなに高くても、この高さを越えないことが最低条件だと考えました。

なお、地域の実情を踏まえつつ、良好なまちなみや生活環境に配慮した高さとなるよう、さらに検討が必要だと考えています。



ルール④ 建物の配置(壁面後退)に関するルール

(概要) 敷地境界線からの壁面後退の距離を決めるルール

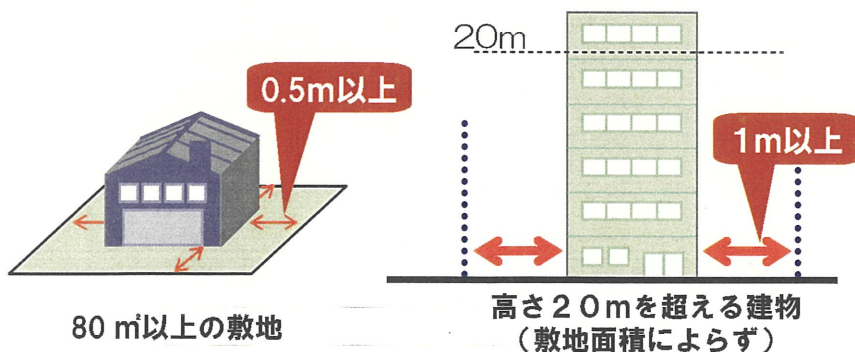
(ねらい)

○「壁面後退の距離」を決めることで、隣地との間にゆとり空間を確保し、建物と建物が極端に近接して建つこと(建て詰まり)を防止する。

(※建物と建物が近づきすぎると、採光・通風、プライバシー、隣地への騒音や圧迫感、災害時の延焼防止の点などで、問題が生じやすくなります。)

(ルール)

1. 80 m²以上の敷地に建築する建物では、敷地境界線(道路・隣地側)から建物の外壁又はこれに代わる柱の面までの距離(間隔)は、0.5m以上とする。
2. 建築物の高さが20mを超える建物では、敷地境界線(道路・隣地側)から建物の外壁又はこれに代わる柱の面までの距離(間隔)は、1m以上とする。



民法(第234条第1項)にも似たような規定がありますが、これは“隣の方だけとの約束事”であるため、お互いの合意で緩和することができてしまいます。

この地域では、50cmの最低基準を“地域で守るルール”として地区計画に定め、地域全体の安心・安全や、ゆとりあるまちなみの確保を目指していきたいと思っています。

ルール⑤ 建物などの色や形に関するルール

(概要) 景観に配慮した建物などの外観・デザインを誘導するルール

(ねらい)

- 魅力的なまちなみの形成に向け、周辺環境と調和しないような、極端に派手な“色やデザイン”の建物などを防止する。

(ルール)

1. 建築物の外壁・屋根の色彩は、周辺環境や地域のまちなみとの調和に配慮したものとする
2. 屋外広告物は、自己の用に供するものとし、周辺環境や地域のまちなみとの調和に配慮したものとする

ルール⑥ 塀などのつくり方に関するルール

(概要) 景観や緑化に配慮した塀などを誘導するルール

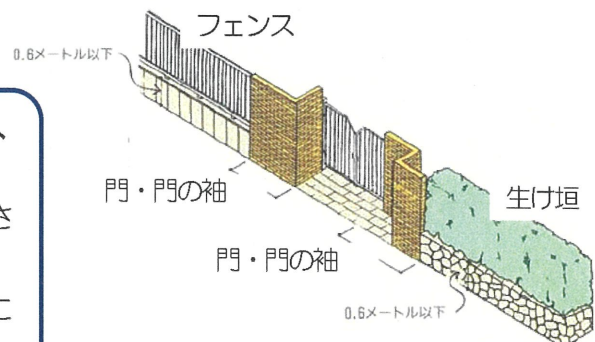
(ねらい)

- 魅力的なまちなみの形成と、地震時の塀の倒壊などの防止に向け、ブロック塀の生け垣化などを推進する。

(ルール)

道路に面して垣・さくを設ける場合は、生け垣やフェンスとする。

- ・ ブロック塀などを使う場合は、高さ0.6m以下とします。
- ・ ただし、門や門の袖は、制限対象に含まれません。



ルール⑦ 敷地内での緑化に関するルール

(概要) 緑化を推進するルール

(ねらい)

- 地域のみどりを積極的に増やしていくため、規模の大きな敷地などにおける緑化を誘導する

(ルール)

既存の樹木を活かしながら、敷地内の緑化に努める。



■自主ルール(地区計画によらないルール)

これまでの検討の中で、「まちづくりルール」には、都市計画(地区計画)として一律の基準を決めるものだけでなく、個別の状況ごとに、近隣や地域での話し合いを通じて柔軟に解決策を見つけることが適した事柄があることもわかってきました。

これらのことについては、地域の自主ルール(行動規範)として地域の住民、事業者、権利者等が共有し、まちづくりに係る協議などに活かしていきたいと思います。

①安心して暮らせる工業地域であり続けるために《住みやすく》

これまでの新河岸二丁目工業地域では、事業主は地域の一員として周囲の環境に気を配り、住民も、工業地域としての環境に理解を示し、時には互いに協力しあって地域活動に参画し、産業と生活の共存に努めてきました。

今後のまちづくりでは、地域に根付いてきた相互理解と地域貢献の精神をルールとして大切に、次の世代に受け継いで行きたいと思います。

1. 建物の新築・建替え・改修などの場合には、周囲の建物への圧迫感や、騒音・排気の影響などをできる限り軽減できるよう、周辺環境に配慮した配置や向きに努める
2. 深夜や早朝、休日などに操業する場合には、騒音や振動など、周辺環境への気配りに努める

②工業地域としての環境を保つために《働きやすい》

現在の新河岸二丁目工業地域は、工場・事業所等が集積しており、平日は働く人々の活気にあふれ、夜間や休日は穏やかな環境になっています。また、来街者による過剰な車両交通が渋滞を起こしたり、作業上の安全が保てなくなるといった状況も見られません。

このような工業地域としての良好な環境を保ち、若い人や新たな産業を引き付け、後継者も希望の持てる、魅力ある地域づくりにつなげていくため、次のようなルールを守っていききたいと思います。

1. 墓地や葬祭場等、産業集積による活力を阻害するような施設を立地させない
2. 大型商業施設等、来街者による過剰な車両交通を引き起こす施設を立地させない
3. 地域全体の操業環境に配慮し、常時必要な作業や荷捌き等の一時的作業に必要なスペース(荷捌き場や駐車・駐輪スペース等)は、敷地内での確保に努める

③気持ちよく過ごせる工業地域とするために《魅力あるまち》

新河岸二丁目工業地域は、荒川と新河岸川に挟まれ、新河岸水再生センターに隣接しているなど、みどりと水に親しみやすい地域です。

この恵まれた立地条件をいかし、昼間も夜間も気持ちよく過ごすことのできるまちなみが形成できるよう、次のような身近な活動に取組みたいと思います。

1. 既存樹木の保全、生け垣化や飾花などの身近な緑化、隣の敷地(建物)との隙間や敷地周囲の清掃に努める
2. 居住者や従業員などが夜間でも安心して歩けるよう、門灯や玄関灯、屋外照明灯の夜間点灯に努める

さいごに まちづくり提案の実現のため、取り組むこと

新河岸二丁目工業地域まちづくり検討会では、“住みやすく働きやすい 魅力あるまち”を目標に掲げて検討を行ってまいりました。

今後は、このまちづくり提案の実現にむけ、地域の住民・事業者等と協力して、魅力的な工業地域づくりに取り組んでいきたいと思ひます。

また、新河岸二丁目工業地域をモデルとして、新河岸地区全体の住工共生のまちづくりが広がっていくよう、地域団体や行政との連携・協力を進めていきたいと思ひます。

(1)新河岸二丁目工業地域での取組み

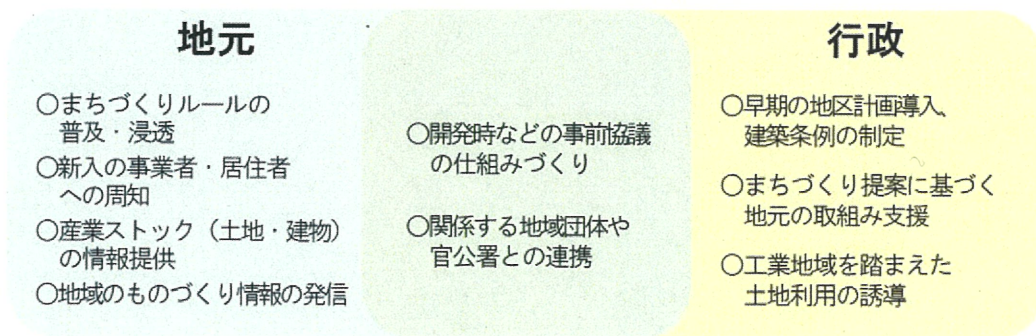
■地域での取組み

- まちづくりルールの普及・浸透(地区計画のルール、地区計画によらないルール)
- 新入の事業者・居住者への「まちづくり目標、理念、方針、ルール」の周知
- 地域内での大規模開発時などにおける事前協議
- 転入・拡張希望の事業者への、産業ストック(土地・建物)に関する情報の提供
- 地域のものづくり情報の発信(マップづくりなど)
- まちづくりに関係する地域団体(町会、商店会、工業会等)や関係官公署との連携

■行政への要望事項

- 早期の地区計画導入、建築条例の制定
- 工業地域であることを踏まえた土地利用や環境確保の誘導
- まちづくり提案に基づく地域住民や事業者等の取組み支援(検討会活動の支援、産業活性化に関する支援、まちなみづくりへの支援など)

<新河岸二丁目工業地域での地域と行政との連携イメージ>

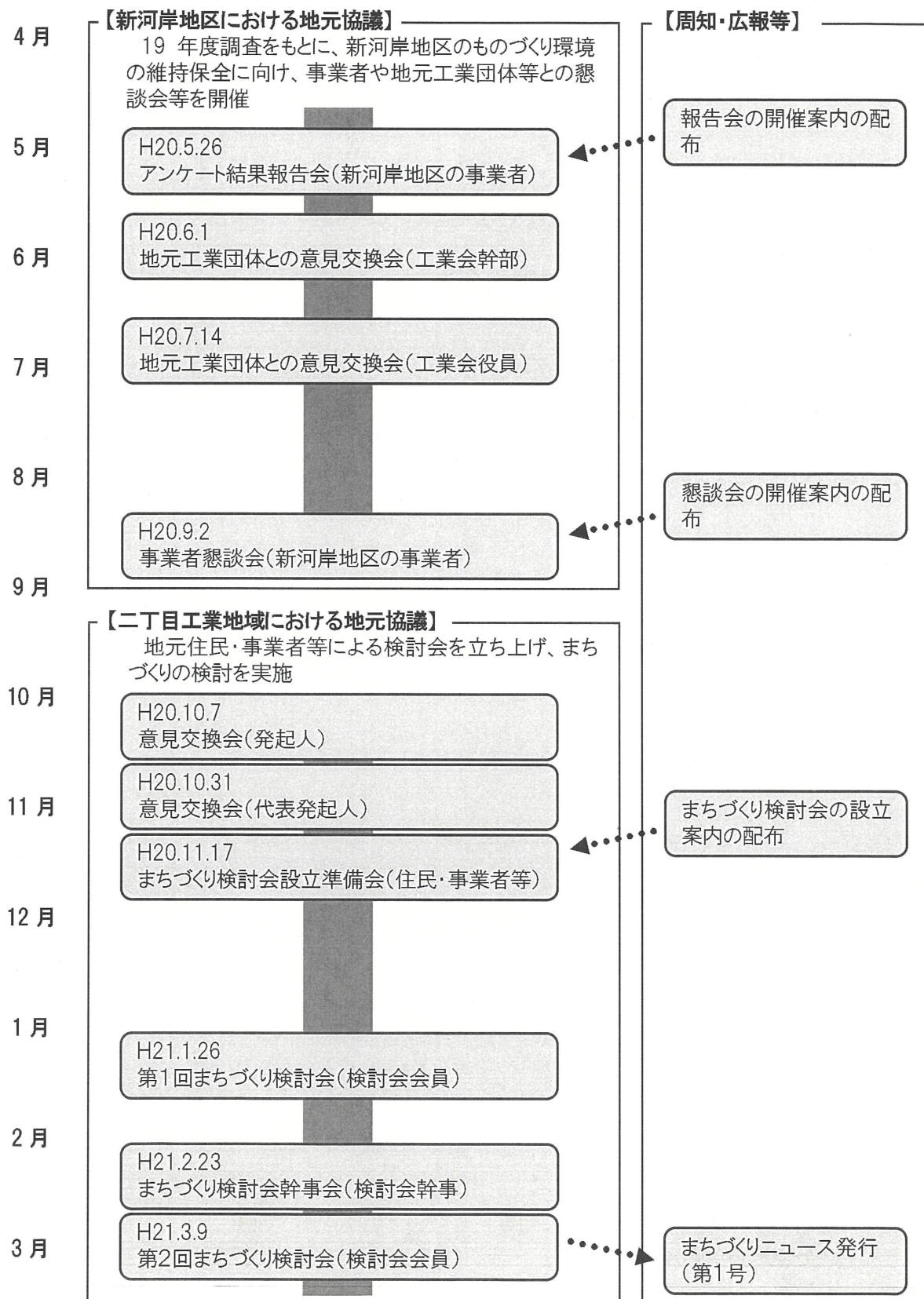


(2)新河岸地区全体での取組み

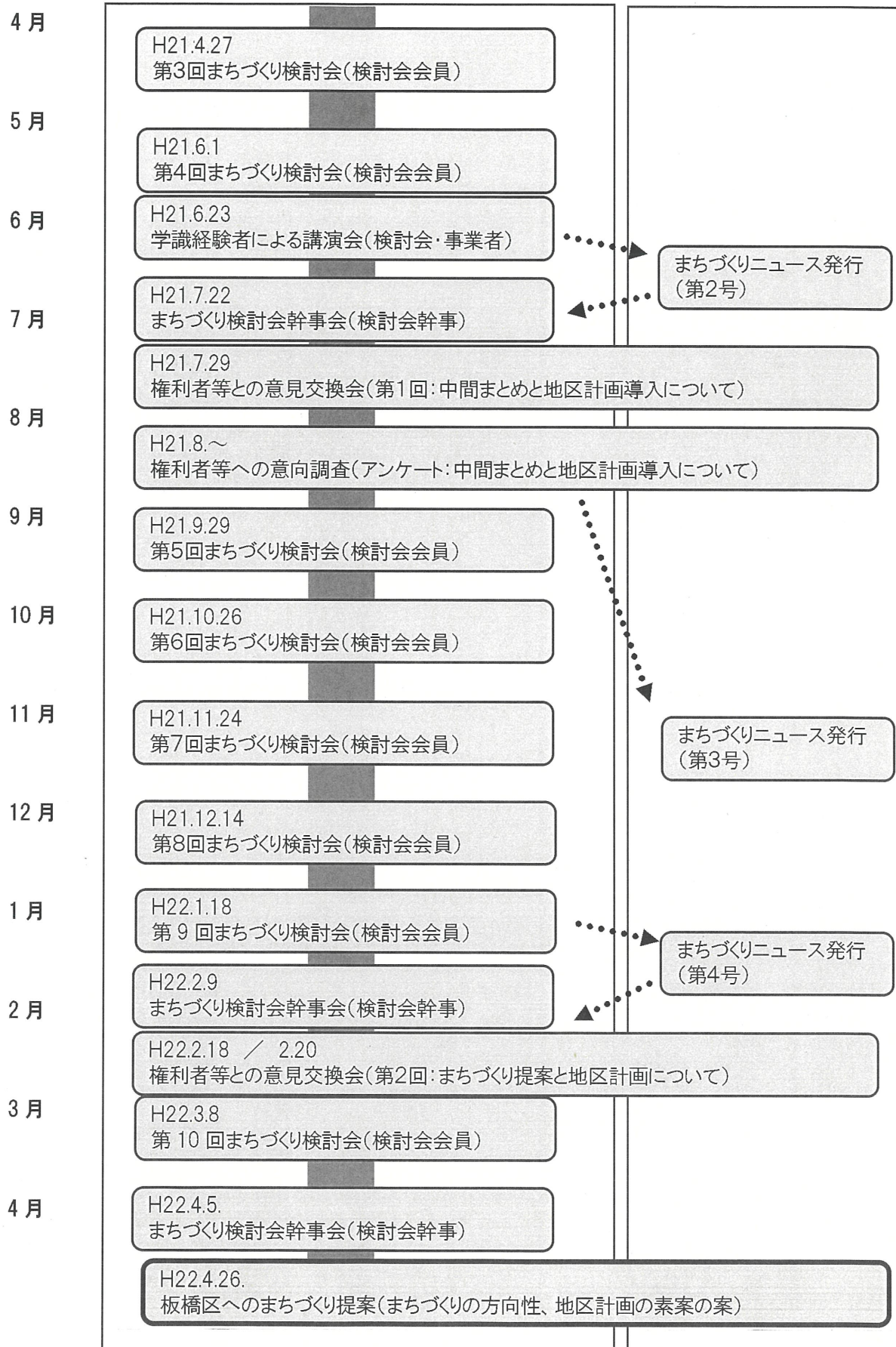
- 住工共生や産業活性化に係る取組みの実施
- まちづくりルールの検討
- 行政による地元の取組みの支援 など

「まちづくり提案」までの検討経緯

●平成 20(2008)年度



●平成 21～22(2009～2010)年度



「(仮称) 新河岸二丁目工業地域まちづくり検討会」設立趣旨

古くから産業集積度の高い新河岸地区の中でも、特に新河岸二丁目の工業地域の区域内は、大小様々な事業所等が集積した環境が残されています。

しかし、現状の都市計画規制の中では、今後、大規模なマンション等が建築される可能性があり、地区内の事業者や住民等の暮らしや生業に大きな影響を与えることも予想されます。

新河岸地区を「住みやすく働きやすい 魅力あるまち」にしていくためには、地元の事業者や住民等が主体となり、まちの将来像を共有し、積極的に今後のまちづくりのあり方を検討していくことが必要です。

そこで、新河岸二丁目工業地域のまちづくりを考えていく地元組織として、「まちづくり検討会」を設立し、今後のまちづくりに関する提案をまとめ、板橋区に提出していきます。

平成 20 年 10 月

「(仮称) 新河岸二丁目工業地域まちづくり検討会」設立発起人一同

新河岸二丁目工業地域まちづくり検討会 名簿

役 職	氏 名	
会 長	栗田 秀樹	株式会社 栗田化学研究所
副 会 長	成毛 義光	日本エンドレス 株式会社
副 会 長	小原 寛	有限会社 小原事務所
副 会 長	鈴木 忠明	二丁目工業地域 在住
事務局長	鈴木 昭夫	株式会社 日本住設サービス
幹 事	深野 勇治	有限会社 大和金属工業所
幹 事	上田 一成	ミノリ化成工業株式会社
幹 事	吉田 茂二	有限会社 吉田不動産
幹 事	春日 貞男	有限会社 春陽商事
	平方 壽行	集塵装置株式会社
	安藤 良一	光洋自動車株式会社
	吉田 重男	株式会社畑清商店
	山口 照和	オカダアイヨン株式会社
	山口 久次	株式会社サンペイ
	村上 嘉夫	合資会社村上製本所
	斎藤 貴史	有限会社サイトー鋼業
	藤村 宗義	三立鋼建株式会社
	坂本 卓也	株式会社リネス
	林 利光	二丁目工業地域 在住
	白石 公昭	株式会社東創

新河岸二丁目工業地域まちづくり検討会 規約

(名称)

第1条 この会は、新河岸二丁目工業地域まちづくり検討会（以下「まちづくり検討会」という。）と称する。

(目的)

第2条 まちづくり検討会は、新河岸地区を「住みやすく働きやすい魅力あるまち」にすることを旨とし、新河岸二丁目工業地域について必要な検討を行い、検討成果を板橋区へ提案することを目的とする。

(活動内容)

第3条 まちづくり検討会の活動内容は、次に掲げる事項とする。

- (1) 新河岸二丁目工業地域のまちづくりに係る調査・検討に関すること。
- (2) まちづくりに係る検討成果の取りまとめ・提案に関すること。
- (3) 新河岸地区の地域組織等とまちづくりについての情報共有を図ること。

(会員)

第4条 まちづくり検討会は、新河岸二丁目工業地域内で業を営むもの、居住するもの、および土地・建物を所有するもの等のうち、参加意欲のある者で構成する。

(組織)

第5条 まちづくり検討会には、会長、副会長、事務局長、その他幹事を置く。

(運営)

第6条 まちづくり検討会は、幹事会を中心とした地元関係者による自主的な運営を基本とし、まちづくり専門家等と協力して活動を行う。

- 2 まちづくり検討会は、必要に応じ、板橋区等の関係者の出席と、その意見を求めることができる。

(会費)

第7条 まちづくり検討会の運営に充てるため、会員より会費を徴収する。

(解散)

第8条 まちづくり検討会は、新河岸二丁目工業地域のまちづくりに係る検討成果を取りまとめ、板橋区への提案を行うことをもって解散する。

(その他)

第9条 この規約の改正については、協議の上、まちづくり検討会会員の過半数を持って決することができる。ただし、可否同数の場合は会長の決するところによる。

付 則

この規約は、平成21年1月26日から施行する。

